

氏名 (法人にあっては名称)	アストマックス株式会社
住所	東京都品川区東五反田2-10-2 東五反田スクエア 5階

自社等発電所(*1)の有無	無		
電気事業の概要	小売電気事業者として、沖縄を除く全国を対象として、主に高压の大口需要家への電力小売を行っています。		
電気の供給における温室効果ガスの排出の抑制等に関する推進体制	再生可能エネルギー由来電力の調達拡大により、温室効果ガスの排出量の抑制に取り組めます。		
電気の供給における温室効果ガスの排出量の抑制に関する措置及び目標	年度	基礎排出係数(*2)	調整後排出係数(*3)
	前年度実績 (2022年度)	-0.140 (kg-CO ₂ /kWh)	0.890 (kg-CO ₂ /kWh)
	当年度目標 (2023年度)	極力低減 (kg-CO ₂ /kWh)	極力低減 (kg-CO ₂ /kWh)
	短期目標 (2026年度)	0.450 (kg-CO ₂ /kWh)	0.400 (kg-CO ₂ /kWh)
	長期目標 (2033年度)	0.300 (kg-CO ₂ /kWh)	0.300 (kg-CO ₂ /kWh)
	(目標に係る措置の考え方) ・需要家にピークシフト及び価格の高い(=火力発電の追い焚き)電力の使用量抑制を促す市場連動型電力プラン「フリープラン」を提供します。 ・再生可能エネルギー由来電力の調達拡大に努め、需要家に再エネ由来電力プラン「プラス・グリーン」を提供します。		

*1 自社等発電所とは、自己が所有する発電所及び経営支配下においている子会社が所有する発電所をいう。
 *2 基礎排出係数とは、市内への電気の供給に伴う二酸化炭素排出量(基礎二酸化炭素排出量)を市内への電気の供給量(電気供給量)で除したものをいう。
 *3 調整後排出係数とは、基礎二酸化炭素排出量に固定価格買取調整二酸化炭素排出量を足したのから、電気事業者が排出量調整無効化した国内及び海外認証排出削減量等を控除したものを、電気供給量で除したものをいう。

電気の供給における再生可能エネルギーの利用の拡大に関する措置及び目標	自社等発電所における再生可能エネルギーによる発電量の割合の拡大に関する措置及び目標		
	年 度	再生可能エネルギー発電量(*4)	再生可能エネルギー導入率(*5)
	前年度実績 (2022年度)	0 (千kWh)	0.00 (%)
	当年度目標 (2023年度)	0 (千kWh)	0.00 (%)
	短期目標 (2026年度)	0 (千kWh)	0.00 (%)
	長期目標 (2033年度)	0 (千kWh)	0.00 (%)
(目標に係る措置の内容)			
自社等発電所を保有しておらず、今後保有する見通しはありません。			
電気の供給における未利用エネルギー(*8)による発電量の割合の拡大に関する措置及び目標	調達分を含む再生可能エネルギーの環境価値の確保量の割合の拡大に関する措置及び目標		
	年 度	環境価値の確保量(*6)	環境価値の確保率(*7)
	前年度実績 (2022年度)	8.59 (千kWh)	44.81 (%)
	当年度目標 (2023年度)	極力増加 (千kWh)	極力増加 (%)
	短期目標 (2026年度)	増加 (千kWh)	50.00 (%)
	長期目標 (2033年度)	増加 (千kWh)	90.00 (%)
(目標に係る措置の内容)			
再生可能エネルギー由来電力の調達を推進するとともに、需要家に再エネ由来電力プラン「プラス・グリーン」を提供します。			
電気の供給における未利用エネルギー(*8)による発電量の割合の拡大に関する措置及び目標	特段の措置は予定していません。		
火力発電所における熱効率の向上を図るための措置及び目標	火力発電所を保有しておらず、今後保有する見通しはありません。		
本市の区域内に存する電気の需用者に対する地球温暖化の防止に資する取組	特段の取組は予定していません。		
その他の地球温暖化の防止に貢献する取組	エネルギー効率の高いビルに事務所を置き、エネルギー効率の高い事務機器を使用し、クールビズ/ウォームビズを実施しています。		

*4 再生可能エネルギー発電量とは、自社等発電所における再生可能エネルギー（太陽光、風力その他非化石エネルギーのうち、エネルギーとして永続的に使用することができるもの）による発電量のうち市内分をいう。

*5 再生可能エネルギー導入率とは、上記の発電量を自社等発電所における発電量のうち市内分で除したものをいう。

*6 環境価値の確保量とは、自社等発電所における再生可能エネルギーによる発電量及び他の一般電気事業者等の発電所における再生可能エネルギーによって発電された電気の購入量であって、当該電気に係る非化石証書を自社で無効化（償却）することによって環境価値を有するもの並びに購入した再生可能エネルギー電気由来の環境価値の量を合算したもののうち市内分をいう。

*7 環境価値の確保率とは、上記の確保量を電気の供給量のうち市内分で除したものをいう。

*8 未利用エネルギーとは、発電に利用するエネルギーのうち、工場の廃熱又は排圧、廃棄物（バイオマスを除く）の燃焼熱、超高圧地中送電線からの廃熱、変電所の廃熱及び高炉ガスその他の副生ガス等のエネルギーをいう。